

○西紋別地区環境衛生施設組合負担金徴収条例

制定 昭和50年4月1日条例第13号

(目的)

第1条 西紋別地区環境衛生施設組合同規約（昭和50年網振興第509号指令。以下「組合同規約」という。）第15条の負担金の徴収は、この条例に定めるところによる。

(納期)

第2条 組合同規約第15条第1号に定める負担金は、その年度分を6期に分割して徴収するものとし、その納期は、次のとおりとする。

第1期 4月15日

第2期 6月15日

第3期 8月15日

第4期 10月15日

第5期 12月15日

第6期 2月15日

2 前項に定める以外の負担金は、その年度分を4月15日に徴収する。ただし、必要に応じ随時分割納付することを認めることができる。

3 組合長において必要と認める場合は、前2項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、組合長がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。